

浜松市規則第 8 3 号

浜松市選挙管理委員会等に対する区の再編に関する住民投票に係る事務の委任に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、浜松市区の再編に関する住民投票条例（平成 3 0 年浜松市条例第 5 9 号。以下「条例」という。）の規定による住民投票に係る市長の権限に属する事務の一部を市選挙管理委員会等に委任することについて必要な事項を定める。

(市選挙管理委員会への委任等)

第 2 条 次に掲げる事務を市選挙管理委員会に委任する。

- (1) 条例第 4 条第 2 項の規定による投票日の告示に関する事。
- (2) 条例第 1 0 条に規定する投票用紙の調製に関する事。
- (3) 条例第 1 2 条の規定によりその例によることとされる本市の長の選挙の投票及び開票に係る公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定において市選挙管理委員会の事務とされている事務に関する事。
- (4) 条例第 1 3 条に規定する情報として市長が作成した資料等の配布等に関する事。
- (5) 条例第 1 4 条の規定に違反する投票運動に係る行政指導に関する事。
- (6) 条例第 1 6 条の規定による住民投票の不成立の旨又は確定結果の告示及び通知に関する事。
- (7) 浜松市区の再編に関する住民投票条例施行規則（平成 3 0 年浜松市規則第 8 2 号。以下「規則」という。）第 7 条第 3 項の規定による投票資格者の総数及び投票した者の総数の報告の受付に関する事。
- (8) 規則第 7 条第 4 項の規定による住民投票の成立又は不成立の決定に関する事。
- (9) 規則第 7 条第 5 項の規定による住民投票の成立又は不成立の決定の通知に関する事。
- (10) 規則第 8 条第 2 項の規定による投票の点検の結果の報告の受付に関する事。
- (11) 規則第 8 条第 3 項の規定による住民投票の結果の確定に関する事。
- (12) 住民投票の投票の方法その他住民投票に関し必要な事項の投票資格者への周知に関する事。
- (13) 次条及び第 4 条に規定する事務の指揮監督に関する事。
- (14) 規則第 1 3 条の規定により前各号に掲げる事務の執行に関し必要な事項を定める事。

2 市長は、条例第 4 条第 1 項の規定により投票日を定めたときは、速やかにこれを市選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定により住民投票の成立又は不成立の決定をしたときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

4 市選挙管理委員会は、規則第8条第3項の規定により住民投票の結果を確定したときは、速やかにこれを市長に報告しなければならない。

(区選挙管理委員会への委任)

第3条 次に掲げる事務を区選挙管理委員会に委任する。ただし、当該区選挙管理委員会が所管する区域に係るものに限る。

(1) 条例第12条の規定による住民投票の投票及び開票に係る事務に関すること（前条第1項第3号及び次条第1号に掲げる事務を除く。）。

(2) 条例第13条に規定する情報として市長が作成した資料等の配布等に関すること。

(3) 条例第14条の規定に違反する投票運動に係る行政指導に関すること。

(4) 規則第4条の規定による期日前投票に係る事務に関すること。

(5) 規則第5条の規定による不在者投票に係る事務に関すること（次条第3号に掲げる事務を除く。）。

(6) 規則第6条の規定による開票立会人の選任及び通知に関すること。

(7) 規則第9条の規定による投票並びに投票及び開票に関する書類の保存に関すること。

(8) 規則第10条の規定による市長が示す時期及び3区案の掲示に関すること。

(9) 規則第11条第2項の規定によりその例によることとされる法第270条の2第1項の規定による午前8時30分又は午後8時と異なる時刻の定めに関すること。

(10) 住民投票の投票の方法その他住民投票に関し必要な事項の投票資格者への周知に関すること。

(11) 規則第13条の規定により前各号に掲げる事務の執行に関し必要な事項を定めること。

(区選挙管理委員会の委員長への委任)

第4条 次に掲げる事務を区選挙管理委員会の委員長に委任する。ただし、当該区選挙管理委員会が所管する区域に係るものに限る。

(1) 条例第12条の規定によりその例によることとされる本市の長の選挙の投票及び開票に係る法及びこれに基づく命令の規定において区選挙管理委員会の委員長の事務とされている事務に関すること。

(2) 規則第2条第4項の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第50条第3項及び第4項の規定による点字によって投票をする旨の申立ての受付に関すること。

(3) 規則第5条第3項から第5項までの規定によりその例によることとされる法第49条第1項から第3項までの規定及びこれらに基づく命令の規定において区選挙管理委

員会の委員長の事務とされている事務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。